

暫定議題
第 31 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会
2024 年 10 月 7-10 日
台湾、台北

青色でハイライトした議題項目にかかる議論は、会合開会前に文書通信により開始される。

1. 開会

1.1. 第 31 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

3. 財政及び運営

事務局長が 2024 年改訂予算案及び 2025 年予算案（2026 年及び 2027 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバーは、会合に先立ち、CCSBT 28 において採択された遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレートを使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において既に検討された問題については必ずしもここで議論する必要はない。

5. 生態学的関連種作業部会からの報告

ERSWG 議長の代理として、事務局長が 2024 年 6 月に開催された生態学的関連種作業部会（ERSWG）会合の結果を報告する。

6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が2024年9月に開催されたESC会合報告書について説明する。ESCは、科学調査計画（SRP）活動の結果のレビュー、漁業指標の定期的評価の実施、2024年から2026年までの期間にかかる以前のTAC勧告の確認、及びSBT資源状況に関する助言（管理方式に関するメタルール及び例外的状況の評価の結果を含む）を行う予定である。

6.1. 電子モニタリングの観点からの科学オブザーバー計画規範のレビュー

ESC 29は、科学オブザーバー計画規範において要求されているデータ収集における電子モニタリング/システム（EM/S）への影響に関してメンバーに送付された質問状の結果について検討することとしている。ESC 29は、ERSWGの結果も踏まえつつ、CCSBT SOPSの改訂を勧告する可能性がある。

7. 遵守委員会からの報告

遵守委員会（CC）議長がECの直前に開催されたCC会合の報告書について説明する。CCは、ECによる検討のための勧告又は決議改正提案（遵守行動計画案も含む）を行う可能性がある。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. TACの決定

ECは、CCSBT 30において、管理方式により算出されESCにより勧告されたとおり、2024–2026年の各年の全世界TACを20,647トンとすることに合意した。ECは、2025年のTACの変更を要するような例外的状況があるかどうかについて確認する必要がある。

8.2. 調査死亡枠

CCSBT 29において、ECは2024年から2026年までの各年における調査死亡枠（RMA）として、TACから引き続き6トン固定して留保することに合意した。本議題項目は、メンバーに対し、2025年の調査活動向けの当該RMAの配分について承認を求める機会を提供するものである。

8.3. TACの配分

2024年から2026年までのTACは、CCSBT 29において全世界の総漁獲可能量の配分に関するCCSBT決議に基づき配分される予定であったが、その決定はCCSBT 30に先送りされた。

CCSBT 30は、2024年から2026年までの期間の各年において、インドネシアに対し130トンの一時的な特別枠を提供することに合意した。一時的な特別枠は、CCが実施するインドネシアの遵守状況に関する年次レビュー、またECが特別枠を停止又は削減する能力を保持することを条件としたものである。

また、CCSBT 30において、関係者との協議を可能とするべく会合開始より十分前（少なくとも会合開会の60日前）までに提案文書を提出することを条件に、CCSBT 31において長期的な取決めについて検討し得ることが提案された。何らかの変更を行うのであれば次のクォータブロックが望ましいタイミングと考えられること、及び早期に議論を開始した方が良いことが指摘された。

9. 戦略計画の目標に関する進捗状況

事務局は、CCSBT 30において合意されたCCSBT戦略計画に対する進捗状況に着目した報告書を提出する予定である。当該報告書には、全ての関連する補助機関からのフィードバック及び評価結果が含まれる予定である。

10. 生態学的関連種（ERS）

本議題項目は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告書について検討する機会を提供するとともに、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく [CCSBT の ERS 決議](#)¹ 別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための常設議題項目である。またこの議題項目では、メンバーが提起したいその他の ERS 問題についても検討することができる。さらにメンバーは、本議題項目の下に CCSBT の海鳥に関する複数年戦略の進捗状況を検討することを望む可能性がある。

11. 非メンバーとの関係

CCSBT30 からの要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、パナマ、セイシェル、シンガポール及び米国に対して、オブザーバーとして CC 19 及び CCSBT 31 に参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含まれる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

12. 他の機関との活動

12.1. 関心を有する他の RFMO からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは関心のある RFMO 会合において CCSBT オブザーバーとなり²、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する。
- 2024 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する。
- 事務局がその他の機関との関連活動について報告する。

13. データ及び文書の機密性

13.1. 2024 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 29 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである³。

¹ CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

² WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC について、韓国、ニュージーランド、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれオブザーバーとなる。

³ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 30 に関連する会合の報告書は CCSBT 30 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 30 後に公表される。

14. 2025年の会合

2025年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2024/015において、2025年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 拡大科学委員会 (ESC) : 2025年8月25-29日
- 遵守委員会 (CC) k論 2025年10月2-4日
- 拡大委員会 (EC) : 2025年10月6-9日

ECは、これらの暫定的な日程について確認する必要がある。

さらに、ECは遵守委員会会合の直前(すなわち2025年10月1日)に非公式の遵守専門作業部会(TCWG)を開催するかどうか、また2025年のERS技術作業部会会合を対面会合と開催するとしてERSWG15からの要望をサポートするかどうかを決定する必要がある。2025年予算の決定にこれを反映することができるよう、これらの事項については議題のかなり早い段階で決定する必要がある。

さらにECは、第15回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合の開催時期を確認する必要がある。

15. 第32回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会に関する議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形でCCSBT 手続規則の規則4(1)を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 31の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 32に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

16. その他の事項

17. 閉会

17.1. 報告書の採択

17.2. 閉会